

資料6—3 埋蔵文化財補足資料

【補足】埋蔵文化財について Q&A

番号	問	回答
①	添付資料 6-1 の「埋蔵文化財試掘調査」とは何ですか？	「埋蔵文化財試掘調査」は市がH29年度に行った予備調査です。この結果より事業地は周知の埋蔵文化財包蔵地「広田遺跡No.3地点」となっています。
②	要求水準書（案）に示す「埋蔵文化財の確認調査」とは何ですか？	「埋蔵文化財の確認調査」は、文化財保護法第93条第1項に基づく届出に対して、同第2項に基づく指示事項を決定するために、今回の事業で必須の調査となります。 具体的には工事により影響を受ける範囲における埋蔵文化財の状況（埋蔵文化財までの深度や遺構面の数等）を確認する調査です。 ※この結果により、「発掘調査」の必要の有無が決定します。 （添付資料6-2「埋蔵文化財包蔵地の決定」の「開発事業と発掘調査等手続きフロー」、もしくは、西宮市HP「開発事業等における埋蔵文化財の取扱等について」を参照してください。）
③	「確認調査」の対象範囲は？	確認調査対象範囲は、工事による掘削を伴う範囲になります。実際には西宮市文化財課との協議により決定します。 ※市として想定している確認調査対象範囲は、体育館、陸上競技場観覧席、雨水貯留槽（水路を含む）です。
④	「確認調査」の、調査杭の位置・本数に指定はありますか？	事業者提案による建築物等の規模によって変わります。実際には西宮市文化財課との協議により決定します。
⑤	埋蔵文化財調査業者は西宮市内業者に限定されますか？ また、市より業者のご紹介をすることは可能ですか？	埋蔵文化財調査業者は西宮市内の業者に限定いたしません。 また、市から業者を紹介することはできませんので、埋蔵文化財発掘調査の実績がある業者を各事業者で調査して下さい。